



活動報告

2014/07/14

【民主党 さいたま市議団】 「立憲主義の原則堅持」の意見書提出できず

わが会派は6月定例会にあたり [「立憲主義の原則を堅持することを求める」](#) 意見書案を提案しておりました。残念ながら会派間の合意が得られず、議会としての意見書提出はできませんでした。

民主党では、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和主義という日本国憲法の基本原則を尊重しつつ、未来志向の憲法論議は重要であり、必要があるならば憲法改正も否定するものではありません。

しかしながら、その改正には、あくまでも日本国憲法第96条に定める国会発議と国民投票という厳格な手続きが必要であり、そのためにも先の国会において自民、公明、民主など与野党の合意の下で、改正国民投票法の制定がなされたはずと認識しております。

一般の法律が権力からの国民に対する命令であるのに対し、憲法は逆に主権者・国民からの権力に対する命令です。立憲主義の意義は、権力の恣意的な行使を縛るためにあり、憲法第99条においても公務員の憲法尊重擁護義務が明記されております。

7月1日、現内閣では「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求権が根底から覆される明白な危険性がある」などの要件を満たした場合、集団的自衛権の行使を容認することも含む安全保障法整備についての閣議決定をおこないました。

今回の決定は、現行憲法下では、個別的自衛権を超える集団的自衛権の行使は許されないとする長年にわたり精緻に積み重ねられてきた歴代政府の見解を大きく変更するものと考えます。政府与党の説明は不十分であり、法的安定性や論理的整合性からも疑義があります。まさに国会論議や国民的合意を欠いた解釈改憲は、立憲主義の原則を大きく損なうものと言わざるを得ません。

一内閣の判断による憲法解釈の重大な変更を安易に許していくなれば、今後も、その時々政権にとって都合と判断された場合に、言論・表現の自由や思想・信教の自由、政教分離の原則なども簡単に覆されかねないことを強く危惧するところです。